

# 施設利用の取消料について

## ●平成27年3月31日までの規定

| 取消申請日                 | 取消料         |
|-----------------------|-------------|
| 申込当日中の取消              | 取消料はかかりません。 |
| 申込翌日～利用日前20日までの取消 ※1  | 使用料の5割      |
| 利用日前19日～利用日当日までの取消 ※1 | 使用料の全額      |

※1 きらめきホールを除く

## ●平成27年4月1日からの規定

※適用されるのは4月1日以降の申請分のみです。

※多目的スタジオとその他の部屋で規定が異なります。

| 部屋          | 取消申請日                 | 取消料         |
|-------------|-----------------------|-------------|
| 多目的<br>スタジオ | 申込当日から利用日前60日までの取消    | 取消料はかかりません。 |
|             | 利用日前59日から利用日前14日までの取消 | 使用料の5割      |
|             | 利用日前13日から利用日当日        | 使用料の全額      |
| その他<br>の部屋  | 申込当日から利用日前30日までの取消    | 取消料はかかりません。 |
|             | 利用日前29日から利用日前14日までの取消 | 使用料の5割      |
|             | 利用日前13日から利用日当日        | 使用料の全額      |

## 【注意事項】

●平成27年3月31日までの利用申請に関しては、4月1日以降に取消しをした場合でも3月31日までの規定が適用されます。

●きらめきホールの利用取消については、従来通り変更はありません。

【申込翌日～利用日前95日までの取消】 使用料の5割

【利用日前94日～利用日当日までの取消】 使用料の全額

平成27年4月1日申請分から基準を変更します。

## 高校生以下料金の適用について

高校生以下の団体利用料金は、高校生以下の児童・生徒の健全な育成を図る活動への支援を目的として、次の基準に従って適用するものです。

- 1 高校生以下の児童・生徒が主体となる活動及び同児童・生徒を対象に実施する事業であること。  
○高校生以下の児童・生徒が主体となるスポーツ活動や文化活動及び同児童・生徒を対象として企画・実施される行事その他の事業で、公の施設を使用する場合に適用します。  
(営利を目的とする株式会社等の法人格を有する企業が企画若しくは実施し、又は企業の名称を掲げて行う教室等の事業を除きます。)
- 2 高校生以下の児童・生徒が2人以上の団体で、その人数が半数以上であること。  
○高校生以下の児童・生徒が、2人以上かつ活動人数の半数以上いる場合に適用します。  
○乳幼児又は障害児が含まれている団体が、健康及び福祉の増進を目的として行う活動等においては、乳幼児又は障害児の人数が活動人数の半数に満たない場合でも適用します。

※1 この基準を満たすには、「高校生以下の児童・生徒の健全育成」を目的とした活動を行うことが要件となっており、活動の内容を確認する必要がある場合は、会則・運営状況を示す収支報告書等の書類を提出していただくことがあります。

※2 高校生以下の範囲は、18歳以下の児童・生徒を基本とします。  
ただし、定時制高校に通う19歳以上の高校生が部活動等の学校活動で利用する場合は、高校生以下料金を適用します。